

大間町職員互助会に関する状況

○職員互助会とは

大間町職員互助会は、地方公務員法第42条に基づく福利厚生計画の実施団体として、大間町職員の互助団体に関する条例に基づき、職員の相互救済及び福祉の増進を図るための組織として、職員の会費を資金とし、保健、元気回復その他厚生に関する事業を実施しています。

○職員互助会の経費等

令和元年度収支決算

収入

科目	決算額	予算額	摘要
会費	1,867,541	1,890,360	
繰越金	3,981,189	3,981,189	前年度より
雑入	161,743	233,391	団体生命配当金 親睦会会費
収入合計	6,010,473	6,104,940	

支出

科目	決算額	予算額	摘要	
事務費	消耗品費	0	5,000	
	役務費	7,056	8,000	郵便料
	支払利息	0	1,000	
	会議費	0	20,000	
	小計	7,056	34,000	
給付費	慶弔給付費	860,000	760,000	団体生命共済掛金 慶弔金、退職記念品
	医療給付費	96,000	300,000	加療見舞金
	小計	956,000	1,060,000	
厚生福利費	研修費	0	0	
	親睦会費	613,205	1,405,000	親睦会、忘年会、花束
	被服費	10,500	10,500	マグロー筋Tシャツ
	小計	623,705	1,415,500	
予備費	0	3,595,440		
支出合計	1,586,761	6,104,940		

*収支差引 4,423,712円は次年度へ繰越。

○主な事業

- ① 会員の慶弔に関する共済事業
団体生命共済加入 慶弔金給付
- ② 会員の体位向上、福利厚生に関する事業
レクリエーション 親睦会
- ③ 会員および会員の家族の医療給付に関する共済事業
加療見舞金
- ④ その他
町内清掃活動

<参考>地方公務員法第42条

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。